平成２６年（フ）第１７８号
愛知県岡崎市竜美北１丁目５番地２　コーポエーワン404、前住所愛知県岡崎市小呂町字１丁目59番地２　ＳＵＮハイカムー丿102
債務者　大原　順子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
愛知県岡崎市福岡町字西後田82番地４
債務者　塚本　浩子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第６３１号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―６―308、旧住所埼玉県上尾市大字小泉376番地１　サンフォレストＣ―102
債務者　瀧寺　　央
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６３３号
埼玉県蕨市錦町６丁目15番37号
債務者　江川　真一
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６３９号
さいたま市見沼区東大宮１丁目73番地18コーポ東陽202、旧住所埼玉県越谷市東越谷１丁目21番地８　レオパレスサモンＶ102
債務者　高山　賢治（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６５５号
さいたま市南区別所３丁目14番16号　メゾン別所Ⅲ303号室
債務者　宮澤　大輔
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６５８号
埼玉県朝霞市岡１丁目13番37号　壱番館205号室
債務者　三浦　健一
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６９０号
さいたま市岩槻区大字黒谷1240番地12
債務者　落合奈緒美
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９３号
埼玉県八潮市中央４丁目19番地６　ケイアールマンション101
債務者　角田　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２９７号
埼玉県草加市弁天１丁目21番18号　森田アパート101号
債務者　押野　孝雄
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
奈良県五條市今井２丁目１番51号
債務者　正野　弘治
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第１７８号
沖縄県中頭郡西原町字上原118番地の１　プロスペリティ403号
債務者　川上美知子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２７１３号
大阪府吹田市佐井寺１丁目２番３―502号
債務者　川本　昌之
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１２号
東京都町田市小川４丁目14番地19フラット203
債務者　堀添　直己
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９６４号
横浜市南区井土ケ谷中町162番地５　コーポサンライフ井土ケ谷602号
債務者　米原　広之
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９８５号
横浜市港南区大久保１丁目11番３号　コーポＫ201
債務者　木村　　剛
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０２７号
神奈川県大和市柳橋５丁目10番地４　リシェス柳橋201
債務者　尾崎　　崇
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部